

浜田市被災者生活再建支援金支給制度のお知らせ

(1) 支援金の支給対象となる世帯

自然災害により、お住いの住家の被害程度が下記に定める区分のいずれかに該当することとなった世帯の世帯主に対し、支援金を支給します。被害程度の区分は、市が発行する「り災証明書」の区分によります。

(※住家とは、現実に住居のために使用している建物で、倉庫、蔵、空き家は除きます。)

【別表】

(単位:万円)

| 区分 | | 基礎 支援金 | 加算支援金 | | 最大 支援額 |
|-----------------------------|------------------------------------|-----------|-------------|---------|-----------|
| 世帯 | 被害程度(住家の損害割合) | | 住宅の 再建方法 | 金額 | |
| 複数世帯 (世帯の 構成員が 複数) | 全壊(50%以上) 半壊(やむを得ず解体) 長期避難世帯 | 100 | 建設・購入 | 200 | 300 |
| | | | 補修 | 100 | 200 |
| | | | 賃借 | 50 | 150 |
| | 大規模半壊 (40%以上50%未満) | 50 | 建設・購入 | 200 | 250 |
| | | | 補修 | 100 | 150 |
| | | | 賃借 | 50 | 100 |
| | 中規模半壊 (30%以上40%未満) | — | 建設・購入 | 100(上限) | 100 |
| | | | 補修 | 100(上限) | 100 |
| | | | 賃借 | 25(上限) | 25 |
| | 半壊(20%以上30%未満) | — | 補修 | 100(上限) | 100 |
| 準半壊(10%以上20%未満) | — | 補修 | 40(上限) | 40 | |

※単数世帯(一人世帯)の支援金の額は、上記金額の3/4 の額となります。

(2) 申請受付期間

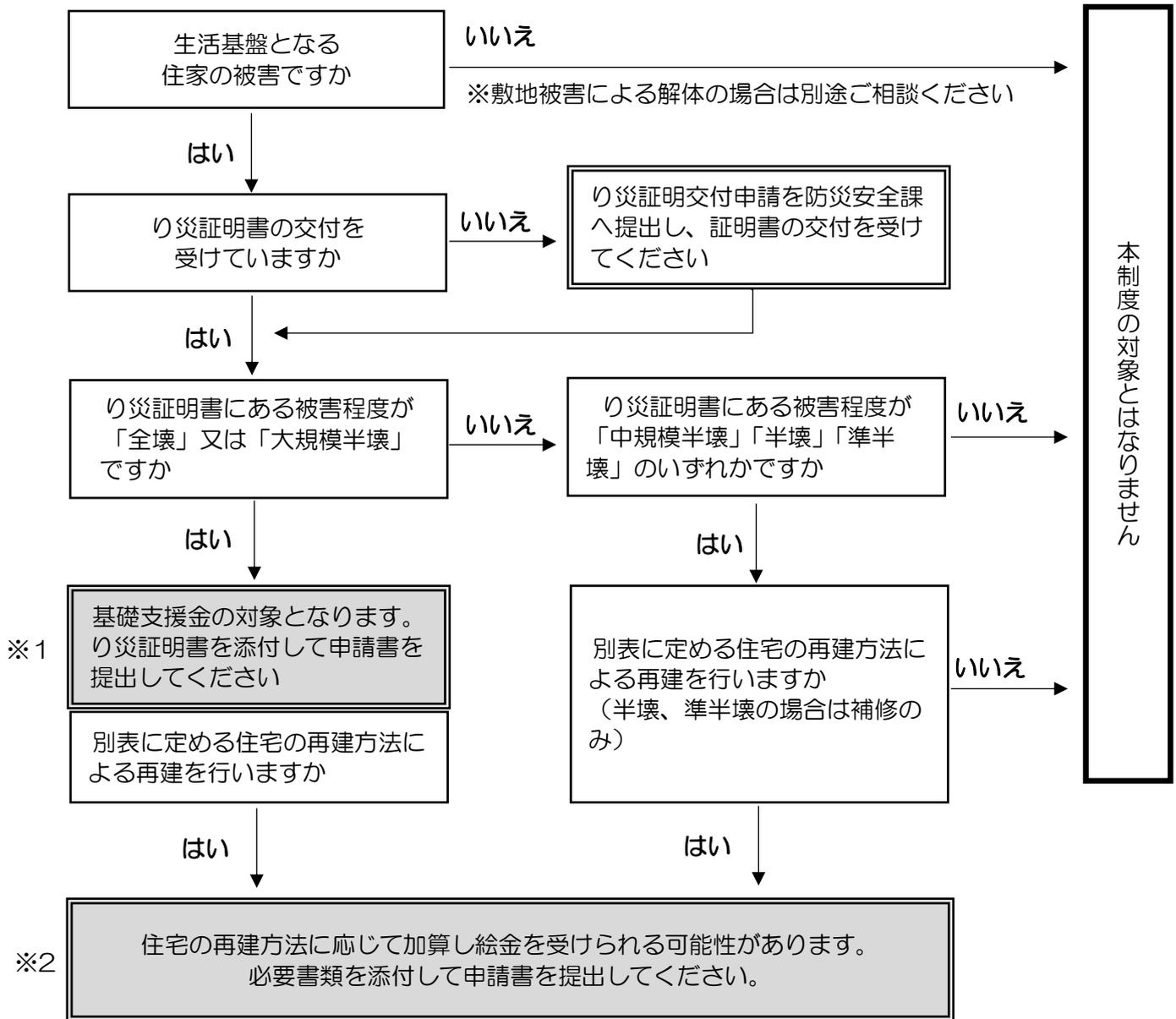
- ・基礎支援金：原則、災害発生日から13月
- ・加算支援金：原則、災害発生日から37月

(3) 申請に必要なもの

- ・被災者生活再建支援金支給申請書(様式第1号)
- ・り災証明書の写し
- ・預金通帳の写し(申請者である世帯主名義のもの)
- ・住宅が半壊し、又はその住宅の敷地に被害が生じるなどして、やむを得ず住宅を解体した場合には、そのことを証明する書類。
- ・「加算支援金」を申請する場合は、住宅の建設・購入、補修又は賃借すること又はしたことを確認できる契約書等の写し
- ・本人確認書類
- ・対象となる家屋が住民票の住所地と異なる場合、その家屋で居住していることが分かる書類(水道、電気料金等の領収書明細など)

【申請窓口・お問い合わせ先】 地域福祉課 地域福祉係 電話:25-9300、FAX:22-9733

浜田市被災者生活再建支援金の確認フロー



申請にあたっての留意点

- 補修の場合等で契約書がない場合は、工事の着工前・後の写真及び領収書（明細必要）の提出を求めます。
- 全壊、大規模半壊の場合は、基礎支援金（※1）の対象となります。加算支援金（※2）と同時の申請も可能ですが、住宅の再建方法が未定の場合等、先に基礎支援金のみ申請することも可能です。
- 住宅の再建方法が2以上となる場合、加算支援金の額は、該当する再建方法のうち最も高い額とします。